

フードコミュニティ いしかわ

第37号

2024年3月発行

近年の食品表示ルールの変更について

その1 特定原材料に「くるみ」が追加されました

食物アレルギー表示はアレルギーの重篤度や症例数の多さから、特定原材料（義務表示）と特定原材料に準ずるもの（推奨表示）があります。

食物アレルギー表示の対象は、容器包装に入れられたアレルゲンを含む加工食品と添加物になります。

令和5年3月に、義務表示である特定原材料について、これまでの7品目から、くるみを含めた8品目となりました。

義務表示への移行期間は、令和7年3月31日までとなります。



表示	用語	品目
義務	特定原材料 (8品目)	えび・かに・くるみ・小麦・そば・卵・乳・落花生
推奨	特定原材料に 準ずるもの (20品目)	アーモンド・あわび・いか・いくら・オレンジ・カシューナッツ・キウイフルーツ・牛肉・ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン

アレルギー表示の原則

【原則】

アレルギー物質を含む原材料の直後に()をつけて表示
⇒ 原材料に含まれる場合
「(〇〇・□□を含む)」

(例)

名称	そうざい
原材料名	じゃがいも(国産)、豚肉、たまねぎ、にんじん、醤油、小麦、大豆を含む、みりん、清酒、植物油/調味料(アミノ酸)、pH調整剤

特定原材料8品目が義務表示

【例外】

原材料名欄の最後にまとめて表示
⇒ 「(一部に〇〇・□□・～を含む)」

(例)

名称	そうざい
原材料名	じゃがいも(国産)、豚肉、たまねぎ、にんじん、醤油、みりん、清酒、植物油/調味料(アミノ酸)、pH調整剤、一部に豚肉・小麦・大豆を含む

特定原材料に準ずるものを
含む28品目を表示

その2 遺伝子組換え表示制度の任意表示について改正されました

遺伝子組換え表示制度には義務表示と任意表示がありますが、任意表示は令和5年4月1日から新しい制度となりました。

※義務表示は変更ありません。

<任意表示制度>

旧制度

分別生産流通管理をした対象農産物及びそれらを原材料とする加工食品



「遺伝子組換えでないものを分別」「遺伝子組換えでない」等の表示が可能



「分別生産流通管理(IPハンドリング)」

遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物について、生産、流通及び加工の各段階で管理者の注意をもって分別管理し、それが書類により証明されていることを言います。

※大豆・とうもろこしについては、適切に分別生産流通管理した場合でも、遺伝子組換え農産物の意図しない混入が避けられないことから、5%までの意図しない混入を認めています。

現行制度

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能

<表示例>

「大豆(遺伝子組換えの混入を防ぐため分別)」「大豆(遺伝子組換えが混入しないよう分別)」「大豆(遺伝子組換え混入防止措置済)」等

名称：豆腐
原材料名：大豆(アメリカ産)(分別生産流通管理済)、食塩/凝固剤 . . .

名称：ポップコーン
原材料名：とうもろこし(アメリカ産)、パーム油、食塩 . . .

原材料に使用しているとうもろこしは、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。

分別生産流通管理をして、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物を原材料とする加工食品



遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物である旨の表示が可能

<表示例>

「遺伝子組換えでない」「非遺伝子組換え」等

名称：豆腐
原材料名：大豆(国産)(遺伝子組換えでない)、食塩/凝固剤 . . .

原材料に使用している大豆は非遺伝子組換えのものです。

(※リーフレット「知っていますか? 遺伝子組み換え制度」(消費者庁)を加工して作成)

その3 全ての加工食品に「原料原産地表示」が義務化されました

原料原産地表示を商品選択に利用している消費者が多いことから、平成29年9月に食品表示基準が改正・施行され、国内で製造されたすべての加工食品に対して、原料原産地表示を行うことが義務付けられました。（令和4年3月31日経過措置終了）

※ 国内で製造されていない加工食品（輸入品）には、原料原産地の表示義務はありません。

原料原産地表示をする対象（対象原材料）：原材料に占める重量割合が最も高い原材料
対象原材料が

生鮮食品 ⇒ 産地を表示 …〔原則 1〕

加工食品 ⇒ その加工食品の製造地を表示 …〔原則 2〕

〔原則 1〕 国別重量順表示（原産地表示）

名称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉（ 国産 ）、豚脂肪、…

〔原則 2〕 国別重量順表示（製造地表示）

名称	食パン
原材料名	小麦粉（ 国内製造 ）、バター、…

- ◆ 対象原材料に使われた生鮮食品の産地がわかっている場合には、製造地の代わりにその産地を表示することができます。

原材料名	小麦粉（ 小麦（国産） ）、バター、…
------	----------------------------

〔例外 1〕 又は表示（国別重量順表示が困難な場合）

過去の使用実績または今後の使用計画に基づき、使用可能性がある複数国を、使用割合の高いものから順に「又は」でつないで表示します。

名称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉（ 国産又はカナダ産 ）、…

※豚肉の産地は、〇年の使用実績順

〔例外 2〕 大括り表示（国別重量順表示が困難な場合）

3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」「外国製造」と括って表示します。

名称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉（ 輸入 ）、…

（※フードコミュニティいしかわ第27号（2018年8月発行）でも取り上げています。）

その4 「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」が策定されました

令和4年3月、食品添加物を使用していない旨を表示する「無添加」・「不使用」などの表示を考える際に参照すべき「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」が策定されました。

これは、優良誤認、有利誤認、内容と表示との不一致などの消費者誤認を禁止した食品表示基準第9条を補完する目的で作られたガイドラインとなります。（経過措置期間は設けられていませんが、表示の見直しやパッケージやラベルの入れ替えに時間がかかることを考慮し、2年間（令和6年3月末まで）の移行期間が設けられています。

ガイドライン（一部抜粋） 全10類型

類型1 単なる「無添加」の表示

対象を明示せず単に無添加と表示をすると、何を添加していないのかが不明確であるため、添加されていないものについて消費者自身が推察することになり、一般的に消費者が推察した内容が事業者の意図と異なる場合には内容物を誤認させるおそれがある。



類型2 食品表示基準に規定されていない用語を使用した表示

食品添加物には化学的合成品も天然物も含まれており、いずれも使用が認められており、表示の際は差を設けず原則として全て表示することとし、「天然」又はこれに類する表現の使用を認めていない。

なお、「人工、合成、化学調味料」の用語は削除されており、こうした表示は、消費者がこれら用語に悪い又は良い印象を持っている場合、無添加あるいは不使用と共に用いることで、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。



類型6 健康、安全と関連付ける表示

食品添加物は、安全性について評価を受け、人の健康を損なうおそれのない場合に限って国において使用を認めていることから、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。また、内容物を誤認させるおそれがある。



出典：消費者庁ウェブサイト

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/food_additive)

石川県 健康福祉部 食品安全対策室

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 電話 076-225-1445

メールアドレス foodsafety@pref.ishikawa.lg.jp

ホームページ 『いしかわの食の安全・安心情報』

[いしかわ 食の安全](#)

[検索](#)